

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1061 号（諮問第 1726 号）

件名：パソコンのデータ（行政文書ではないもの）の不開示決定に関する件

1 開示請求

平成 29 年 6 月 13 日

2 原処分

平成 29 年 6 月 27 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記の開示請求に係る文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、開示請求できる行政文書にあらず、行政文書開示請求書に形式上の不備があるとして不開示とした。

3 審査請求

平成 29 年 6 月 29 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 2 月 15 日

5 答申

令和 5 年 6 月 26 日

6 審査会の結論

知事が、本件請求対象文書について、開示請求できる行政文書にあらず、行政文書開示請求書に形式上の不備があるとして不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、愛知県行政手続条例（平成 7 年愛知県条例第 28 号）第 7 条に該当しない旨を主張していることから、以下、実施機関が愛知県行政手続条例第 7 条を適用して行った本件不開示決定の妥当性について検討する。

(3) 愛知県行政手続条例第7条について

当審査会において、本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄に記載された内容を確認したところ、行政文書ではないものと記載されていたことから、本件請求対象文書は条例に基づく開示請求の対象とはならず、開示請求書に形式上の不備があることが認められた。

実施機関によれば、開示請求書に形式上の不備があると認められるため、審査請求人と面談を行い、請求内容を確認したところ、請求内容の特定に至らず、行政文書開示請求の対象外であれば構わない旨の発言があったため、補正に応じない旨の意思表示があったと判断し、愛知県行政手続条例第7条を適用し、不開示決定を行ったとのことである。

これらのことを踏まえると、実施機関が、本件開示請求において、開示請求書に形式上の不備があることを理由として愛知県行政手続条例第7条を適用し、不開示決定を行ったことは妥当である。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

広報広聴課に対する開示請求
パソコンのデータ（行政文書ではないもの）
H29年6月13日現在のもの